



長久会グループホームだより



梅雨明け宣言がされ、暑い日が増えてきました。夏本番ですが、皆様、体調はお変わりありませんか。

さて、長久会グループホームケアホームの名称が平成26年4月から、変更になったことをお知らせします。

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月からグループホームとケアホームが一本化され「共同生活援助（グループホーム）」となりました。

グループホームとケアホームが一本化されるとはどういうことか下図で説明します。

今までは・・・

グループホーム(共同生活援助)

身の回りのことがある程度自分でも出来て、相談などの援助が必要な方

ケアホーム(共同生活介護)

相談や見守り、介助等が必要な方で、障害程度区分が2以上の方

問題点

上記の2つの事業がありました。しかし・・・

- ・グループホームで介護が必要になったときに転居や、ケアホームへの変更をしないといけない。
- ・区分などの条件があり、住まいの場の選択時に制限があった。

**その方の状態が変わっても、なるべく住まいを変えることなく、
その方らしい生活が続くようサポートしていくことを目指す**

これからは

グループホームとケアホームを 1 つにまとめ、介護も含めた支援を
グループホーム(共同生活援助)で提供していく

相談援助に加え、介護も含めたサービスを提供していく。障害支援区分(※1)を
参考に、ご本人と確認しながら、必要な支援を提供していく。

区分や状態で住居を分けるのではなく、その方に合う場所で必要な支援が得られるよう、選択の幅を広げていくことを目指していくこととなりました。一本化されたことにより、長久会グループホームケアホームは、長久会グループホーム事業所に名称を変更しました。それに伴い、「長久会グループホームケアホームだより」も「長久会グループホームだより」に変更します。

(※1)

平成 26 年 4 月から、障害程度区分から障害支援区分に変わり、精神疾患など目に見えにくい部分での生活のしづらさを、より配慮したものになってきています。障害支援区分とは、支援がどの程度必要かを示すもので、サービスを利用する際に認定が必要になることがあります。



これらの法改正によって、住まいの場の選択肢が増え、よりその方の望む生活を実現が目指せるようになりました。より生活の場を選ぶ範囲が広くなり、その方に合った住まいの場を提供出来るように目指しています。

長久会グループホーム事業所では、入居者が望む生活に向けて必要な支援を考えていくことを目指しています。当事業所としても、職員の見守りがあるなかで、グループホームで暮らしていきたい方だけでなく、グループホームを今後のステップアップに利用し、一人暮らしや自宅など、必要な地域の支援を受けながらも、その方らしい生活が広がっていくことを支えられるようにも考えていきたいと思っています。



**ご質問・ご不明な点などありましたら、
お気軽にご相談下さい。**

長久会グループホーム事業所
加賀市百々町3-11-1
ウエルムどど町
担当：林田・大石